

## いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会会則第 13 条第 5 項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 人

(2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体那須町実行委員会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席(あらかじめ通知された事項について、代理人が出席した場合及び書面により議決権を行使する旨の書面の提出があった場合を含む。)がなければ開会し、議決することはできない。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員(あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者をもって構成する。

3 専門部会に関する事項は、委員長が定める。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年 11 月 18 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
<p>総務企画 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合計画に関すること</li> <li>2 広報及び町民運動に関すること</li> <li>3 観光、接伴及び歓迎装飾に関すること</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合計画の実施に関すること</li> <li>2 広報及び町民運動の実施に関すること</li> <li>3 観光、接伴及び歓迎装飾の実施に関すること</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関すること</li> </ol>
<p>競技式典 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に関すること</li> <li>2 競技施設及び関連施設の整備に関すること</li> <li>3 開始式及び表彰式に関すること</li> <li>4 大会旗及び炬火イベントに関すること</li> <li>5 その他競技式典に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営の実施に関すること</li> <li>2 競技施設及び関連施設の整備の実施に関すること</li> <li>3 開始式及び表彰式の実施に関すること</li> <li>4 大会旗及び炬火イベントの実施に関すること</li> <li>5 その他競技式典の実施に関すること</li> </ol>
<p>宿泊衛生 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び配宿計画に関すること</li> <li>2 環境衛生及び食品衛生に関すること</li> <li>3 医療救護に関すること</li> <li>4 その他宿泊衛生に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び配宿計画の実施に関すること</li> <li>2 環境衛生及び食品衛生の実施に関すること</li> <li>3 医療救護の実施に関すること</li> <li>4 その他宿泊衛生の実施に関すること</li> </ol>
<p>輸送交通 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送計画に関すること</li> <li>2 交通及び駐車場対策に関すること</li> <li>3 警備及び消防防災対策に関すること</li> <li>4 その他輸送交通に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送計画の実施に関すること</li> <li>2 交通及び駐車場対策の実施に関すること</li> <li>3 警備及び消防防災対策の実施に関すること</li> <li>4 その他輸送交通の実施に関すること</li> </ol>